

消防法違反建物の解消に向け、 横浜市建築士事務所協会と包括連携協定を締結します

建築基準法や消防法等で定める正規の手続きをとらずに建物の増改築等を行うことで、屋内消火栓設備などの消防用設備の設置義務違反となる例が後を絶たず、その是正指導が大きな課題となっています。

このたび、消防法違反建物を解消することを目的として、一般社団法人 横浜市建築士事務所協会と「消防法違反の是正及び未然防止に向けた包括連携協定」を締結します。

協定締結式

日時：平成30年2月6日（火） 午前11時から11時30分まで
場所：横浜市消防局（保土ヶ谷区川辺町2番地の9 保土ヶ谷区総合庁舎5階）
出席者：平山 正義 横浜市建築士事務所協会理事長、
坂野 満 消防局長 ほか
※取材していただける場合は、事前にご連絡の上、お越しく下さい。

協定の概要

取組 1

相談窓口の設置と建築士を案内できる仕組みづくり

建物所有者等が建物の改修等について安心して相談できるよう、横浜市建築士事務所協会内に相談窓口を設置し、消防法に詳しい建築士を案内できる仕組みを構築します。

取組 2

相互研修の実施

消防局からは、消防法違反の現状を理解していただくために、違反の実態や過去の是正事例などの紹介を行います。
協会からは、違反是正を担当する消防職員の建築関係法令知識を高めていくために、協会に所属する一級建築士による研修を行います。

横浜市
消防局

相互研修

横浜市建築士
事務所協会

取組 3

違反未然防止の取組

新たな違反を生まないように、協会と連携して各種イベント・広報媒体等を通じて違反是正PR、啓発活動を展開します。

※ 「一般社団法人 横浜市建築士事務所協会」は、建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和27年に設立。
現在、横浜市を中心に活動する会員約240名で構成。

お問合せ先

消防局指導課長 小永井 英美 Tel 045-334-6641